

「景観・歴史まちづくり」の協働に資する

景観・まちづくり委員会 担当理事 宮下登久子

●「景観整備機構」の設立

千葉県建築士事務所協会は平成 26 年 5 月 22 日
景観法第 92 条第 1 項の規定に基づき、県の景観整備機構として指定された。

景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全、整備の一層の推進を図る観点から一定の能力を有する公益法人や N P O 法人に対して景観行政団体が指定し、良好な景観形成を担う団体として位置付ける制度。

当会では平成 23 年「景観まちづくり委員会」を立ち上げ「景観整備機構」設立に向け、その準備に取り組んできた。委員会では人材発掘、育成計画の策定と景観法に基づく行政等の情報収集と、すでに指定を受けた他県の同協会に出向きガイダンスを受ける等の検討、協議を重ねてきた。

「景観整備機構」の業務内容は景観法第 9 条、
1 号から 3 号・6 号・7 号、下記が明記されている。

- ・良好な景観の形成に関する専門家の派遣、情報の提供、相談その他の援助
- ・景観重要建造物の管理
- ・景観重要建造物と一体となった広場、景観重要公共施設に関する事業及び参加
- ・良好な景観の形成に関する調査研究
- ・良好な景観形成を促進する為に必要な業務

●景観関連法について

「景観法」は、高度成長期の野放図的な開発の反省や各地での開発に伴う景観紛争の増加などから「美しい国づくり政策大綱」が公表された、その 1 年後平成 16 年に公布され 10 年が経過した。

同法は制定の規制制限を市町村に付与することが定められており、厳しい地方財政下の景観維持を優先することは困難の状況下にある。

規制するだけでなく支援の必要性から、国は平成 20 年 11 月地域における歴史的風致の維持向上「歴史まちづくり法」を施行した。この時もその前年に「観光立国基本法」を施行し、現在年間 1 千万人と証される海外観光客を 10 年後には倍増政策も示されている。

その数年後東日本大震災が発生。以降歴史的建造物のへの修復・保全・活用や行政等の減災まちづくりに於ける復興面からも景観・歴史まちづくりに対する動きが全国的に活発化してきている。また、景観や住みやすさといった面だけではなく地域のアイデンティティーを発掘し、それらを生かすことでまちを活性化する動きもある。

千葉県に於いては平成 26 年 6 月現在、県内 54 市町村のうち 24 市 4 町が景観行政団体に移行している。そのうち景観計画を策定した市町村は 14 市で増加の方向に推移している。

●専門家の育成

日本建築士事務所協会連合会は、「景観法」の実施に伴い平成 21 年「景観・まちづくり特別委員会」を設置。

その後、建築関係 5 団体（日本建築士連合会・日本建築学会・日本建設業連合会・日本建築士事務所協会連合会・日本建築家協会）と、協議会の目的に賛同する地方公共団体で構成される「建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会」ワーキンググループに委員を派遣。建築等を通じた良好な景観形成・まちづくりを推進するための事業運営に協力をしている。

当推進協議会では、景観まちづくり建築専門家育成のための「景観まちづくり講座」テキスト・同運営マニュアルを 25 年 3 月に作成。当連合会は平成 26 年 3 月、全国に向けテキスト同運営マニュアルを活用した会員向け講座開設要請を出した。

千葉会では、これに従って「景観まちづくり委員会」が、専門家育成講座準備に取り組み 8 月より「専門家育成講座」を開始した。当連合会では千葉会と東京会はトップを切った実施であり千葉県にとっては第 1 号の講座ともなった。

講義と実習で構成する当講座の実習対象地域は、平成 25 年に行政団体となり景観計画準備段階にある千葉県の北部中央に位置する酒々井町とした。

酒々井町は古代・中近世の陸路・水路交通の要衝として、また政治経済の中心として繁栄した約 35ha の大城郭であった本佐倉城跡（国指定史跡）幕府直轄の野馬会所、旧成田街道宿場町として賑わい、歴史文化が積層した地域である。



現在は都市化と車交通社会の波が押し寄せ、生活環境の変化に伴う所有者の諸事情から、貴重な建造物が次々と消滅し、歴史的背景や町並みが急速に衰退する危機に直面している。さらに、専門家の人材不足により歴史的建造物の資料の作成等に困窮していた。当該地域におけるこれまでの取組みは、酒々井町との協働でほぼ全地域の事前観察を実施し、書籍・文献その他の参考資料によった現状把握を行い、関係者を交え調査手法及び活動方針について懇談会も開催してきた。

そこで、同町の教育委員会の協力を仰ぎ講座へのご助力を賜ることとなった。

●今後の目標

建物のストック時代の到来に、保存・保全・活用といった業務やインスペクション業務（既存住宅現況検査）等、建築専門家の育成は急務である。今後も「景観まちづくり講座」を継続し、人材育成と共に地域の建築士・建築職人、各街ガイドの会メンバーなどを構成員とする事業を実践し、その取組みにおいて見いだした課題等は検討を行い、景観・歴史まちづくり推進の一助とする。

地域における景観、歴史的建造物の調査による情報収集や共有、保管などは効率化をはかり、利用しやすいデータベースの構築を試行する。

建築士事務所の建築士及び建築関連職人を専門家の一員とする実働部隊の戦力アップと歴史的背景所有者の修繕、リフォーム需要に対応出来る人材育成を推進する。

以上から 建築設計実務者のみならず建築やまちづくり関係者、学生も専門家として育成し、実践的な景観・歴史まちづくり推進のすそ野を広げると共に、実施検証を踏まえ千葉県内の下総地域に適用し、以降は県内の他地域へと応用していく。

景観整備機構指定書

公 第 1 8 4 号
平成26年 5月22日

住 所 千葉市中央区本町2丁目1番16
名 称 公益社団法人千葉県建築士事務所協会
代表者氏名 会長 鈴木 兼次 様

千葉県知事 鈴木 栄 様

平成26年4月17日付けで申請のあったこのことについては、審査の結果適正であると認められるので、景観法第92条第1項の規定により景観整備機構として指定します。

1 機 構 の 名 称 公益社団法人千葉県建築士事務所協会
2 機 構 の 住 所 千葉市中央区本町2丁目1番16
3 事務所の所在地 千葉市中央区本町2丁目1番16
4 業 務 の 内 容 景観法第93条第1号、第6号、第7号に掲げる業務
(別紙 景観整備機構指定申請書のとおり)

